

愛知県地域保健医療計画の見直しについて

1 愛知県地域保健医療計画

(1) 趣旨

医療法第30条の4第1項の規定に基づき、都道府県が策定する計画であり、愛知県の保健医療対策の今後の基本方針を示すもので、保健医療サービスを適正に提供することができる体制づくりを目的とする。

(2) 内容

5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）、5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療に関する医療連携体制の構築等について記載。

(3) 策定の経過

昭和60年の医療法一部改正により、計画策定が都道府県に義務付けられたことを受け、昭和62年8月に最初の計画が策定され、その後概ね5年ごとの見直しを経て、現在、平成25年度から平成29年度までを期間とした計画の進行中となっている。

2 国の医療計画作成指針等について

国において「医療提供体制の確保に関する基本方針」の一部改正（平成29年3月28日厚生労働省告示第88号）、「医療計画作成指針」の全面改正（平成29年3月31日厚生労働省医政局長通知）が平成29年3月に行われた。（7月に再度改正のうえ通知された。）

これを受け、平成25年3月に公示した愛知県地域保健医療計画を見直し、平成29年度中に新たな計画を策定することとなった。（計画期間：平成30年度～平成35年度）

【国の指針等改正のポイント】

(1) 5疾病・5事業及び在宅医療

- ア 5疾病・5事業及び在宅医療について、引き続き、重点的に取組みを推進する。
- イ 精神疾患の医療体制の見直し
- ウ 従来個別の計画を策定していた「へき地保健医療計画」及び「周産期医療体制整備計画」を医療計画に一本化。

(2) 地域医療構想について

地域医療構想を踏まえた、急性期から回復期、慢性期までを含めた一体的な医療提供体制の構築を行う。

(3) 医療・介護の連携

- ア 地域医療構想や市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画と整合が取れるよう、都道府県と市町村の協議の場を設置する。
- イ 計画期間を5年から6年に変更し、3年ごとに見直される市町村介護保険事業計画等との作成・見直しサイクルを一致させる。

(4) 基準病床数の算定式の見直し

- ア 療養病床の算定式について、介護施設対応可能数から、在宅医療等対応可能数に変更する。
- イ 患者流出超過加算は廃止し、特に必要な場合のみ、都道府県間で調整を行い定める数へ変更する。
- ウ 精神病床の算定式について、現在の入院需要に基づく算定から、将来の入院需要（平成32年）に基づく算定に変更する。

3 計画策定スケジュール

各分野それぞれ、所掌会議において具体的な議論を行ったうえで、パブリックコメント、関係団体への意見照会を経て、法定の医療審議会医療体制部会及び医療審議会に諮り、今年度中に計画を完成させることとなっている。

具体的なスケジュールイメージは下記のとおり。

月	計画全体	在宅医療対策
7月	医療体制部会（素案検討）	
8月		
9月		在宅医療推進協議会 医療審議会5事業等推進部会
10月		委員意見を踏まえた修正 必要に応じて会長と調整 必要に応じて、委員へ文書照会
11月	医療体制部会（試案検討） 医療審議会（原案の決定）	
12月	市町村、三師会等へ意見照会 パブリックコメント	
1月		各種意見を踏まえた最終案の検討 在宅医療推進協議会 医療審議会5事業等推進部会
2月	医療体制部会 （修正原案→案）	最終案の調整
3月	医療審議会（答申）	